



特許庁特許審査第四部情報記録

岩崎 伸二 iwasaki-shinji@jpo.go.jp

DVD 規格とその関連特許について



■はじめに

最近、「パテント・プール」という言葉を耳にしませんか？ 規格化された技術は、蓋を開ければ多数の特許発明から成り立っていて、大抵の場合これら特許発明は複数の特許権者によって保有されています。この規格化された技術の実施許諾を受ける者(ライセンサー)にとって、関連するすべての特許の実施許諾を容易に受け取ることができるための仕組みがない限り、ライセンス契約が煩雑になってしまい、せっかく規格化された技術であっても普及されない事態が発生してしまいます。それを解決するための仕組みが、「パテント・プール」なのです。このパテント・プールの代表例としては、大学と競合企業から形成された MPEG-2 規格と、競合企業のみで形成された DVD 規格があります。

DVD 規格のパテント・プールにかかわる関連特許発明については、私が所属する特許審査第四部情報記録において特徴的な審査が行われた経緯もあり^{☆1}、本稿では、この DVD 規格とその関連特許について紹介させていただきます。



■ DVD 規格

DVD (Digital Video Disc, または Digital Versatile Disc) は、CD と同じ直径 12cm の光ディスクであり、ハリウッドの映画業界からの要望に沿って高品質の映画を 133 分収録できる、次世代のデジタルメディアとして開発されました。そしてその規格化を図るために、「DVD コンソーシアム」(現在は「DVD フォーラム」)

と呼ばれる業界団体が組織され、1995 年 12 月にまず再生型の規格統一がなされました。

かつて、家電業界では、VTR の VHS 規格のようにデファクト・スタンダードを巡る競争もありました。DVD においても、この規格統一がなされるまでは、MMCD (Multimedia Compact Disc) 規格と SD (Super Density Disc) 規格の 2 つの陣営が対立していました。このように複数の規格が乱立すれば、どの規格が支配的になるか明確になるまでは、消費者はどれも購入しないという買い控え現象が懸念されます。そのため、コンピュータ業界やハリウッドの映画業界からの強い影響力もあり、この規格統一が実現するに至りました。

その後も DVD の各種規格は、DVD フォーラムの中のワーキンググループによって決定され、DVD-Video と DVD-ROM に続いて、これまでに DVD-Audio、追記型の DVD-R、書換可能型の DVD-RAM、DVD-RW の各仕様が策定されています。一方で、青色発光ダイオードを用いた高密度光ディスク技術に関しては、特に追記型や書換可能型について、DVD 以外の独自規格の提案も積極的になされている状況にあります。

また、DVD 市場の拡大に伴い、中国製 DVD プレーヤーの特許料問題などのニュースが最近の新聞紙上を賑わせていましたが、ようやく収拾の動きが出てきた模様です。



■ DVD パテント・プール

企業等の第三者がこの DVD 規格を利用する場合には、DVD フォーラムからフォーマット(仕様書)とロゴの使用に関するライセンス許諾を受ける必要があります。

^{☆1} 実際には、同じ特許審査第四部映像機器にも関連特許発明がありましたので、協力して審査を行いました。



DVD-Video/ROM規格のпатент・プールの例

6Cグループ
日立製作所、IBM (2002年6月より加入)、松下電器産業
三菱電機、タイムワナー、東芝、日本ビクター

6Cパテント・プール(一括サブライセンス方式)特許リストの概要

- プレーヤー、ドライブ、デコーダー、ディスク等の技術につき、計239の「特許ファミリー」(内容的にひとまとまりと把握できる単位)の各国特許(延べ750件)をプール
- 全239「特許ファミリー」のうち202を日本企業が所有
- 国ごとの特許権(権利単位)
 - ・ 日本国特許131件(うち日本企業の特許128件)
 - ・ 米国特許 84件(うち日本企業の特許 62件)等

図-1 6Cグループによるパテント・プール(文献2)より抜粋

す。ただし、このライセンスには、特許のライセンスは含まれていません。つまり、実際にDVDを商業的に生産する場合には、DVDフォーラムから受けるライセンスだけではなく、関連特許のライセンスも受ける必要があります。たとえば、再生専用タイプの、DVD-Video規格とDVD-ROM規格については、2つのグループにより別個にパテント・プールが作られました。1つは、「6Cグループ」と呼ばれ、DVDフォーラムの主要な規格策定企業10社中の6社から構成され(後に10社以外の1社が新たに加わり、現在では7社)、もう1つは、「3Cグループ」と呼ばれ、この10社中の3社から構成されています^{☆2}。

ここでは、6Cグループの例について、DVD-Video規格とDVD-ROM規格に関するパテント・プールをみてみましょう。図-1にあるように、6Cグループでは、プレーヤー、ドライブ、デコーダー、ディスク(メディア)等の技術について、延べ750件の各国特許が、その内容によって239の「特許ファミリー」(ひとまとまりと把握できる単位)に分類され、プールされています。それらの特許ファミリーのうち、202は日本企業の所有です。国ごとの特許権でみると、日本国特許が131件(うち、日本企業の特許が128件)、米国特許が84件(うち、日本企業の特許が62件)等となっています。

次に、この6Cグループにおける日本企業所有の日本国特許128件について詳しくみてみましょう。まず、出願日と審査請求時期との関係を図-2に示します。これによると、審査請求は、一律に出願直後に行われるのではなく、規格策定の動向に合わせて行われていることが

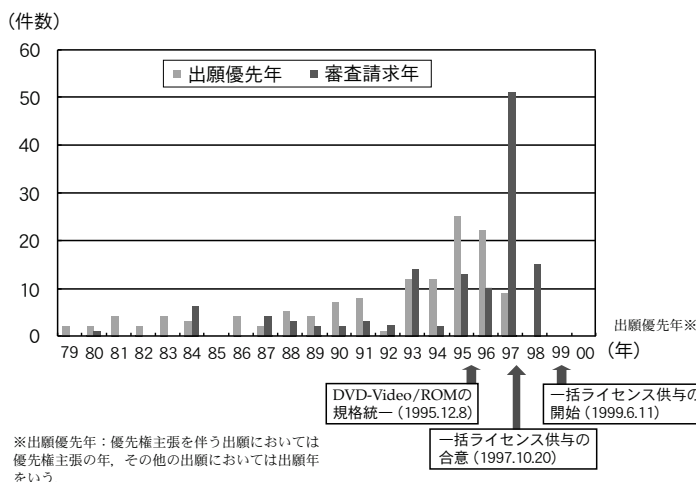


図-2 6Cグループ保有日本特許の出願日と審査請求時期の関係(文献2)より抜粋

分かります。特に、一括ライセンス供与の合意がなされた時期(1997年10月)に急激に増えました。さらに、特許権の取得時期別でも、図-3のように、その多く(60%近く)は一括ライセンス供与の合意がなされた時期(1997年10月)から供与開始時点(1999年6月)までに取得されています。



■ DVD規格関連特許の審査

規格策定の動向に合わせて審査請求をした場合であっても、その時点から審査が開始されますので、実際の権利取得までにはタイムラグが発生します。一方で、一括ライセンスの供与を早急に開始するためには、早期の権利取得が必要です。このような場合、出願人企業は「早期審査制度」を積極的に活用しています。

一般に、実施関連出願や外国関連出願であれば、「早期審査制度」の恩恵を受けることができます。早期審査案件として選定されると、速やかに審査が開始されます^{☆3}。

6Cグループのパテント・プールにおいても、早期の権利取得を目指すのであれば、この「早期審査制度」の積極的活用は当然のことといえるでしょう。実際に、図-4にもありますように、128件のうち63%にあたる80件がこの対象として請求されました。特許庁全体の年間審査請求件数に占める早期審査請求の割合(1%強)

☆2 第三者がDVDを商業的に生産するに至るには、2つのパテント・プール、いずれのプールにも属さない残り1社、および、DVD規格にて採用された映像や音声の符号化復号化技術に関する特許権者、それぞれとの間でDVD関連特許のライセンス契約を結ぶこととなります。

☆3 特許庁ウェブサイト (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) の「特許庁の取り組み(審査・審判の取り組み)」(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/index.htm>) に、その概要等を紹介しています。

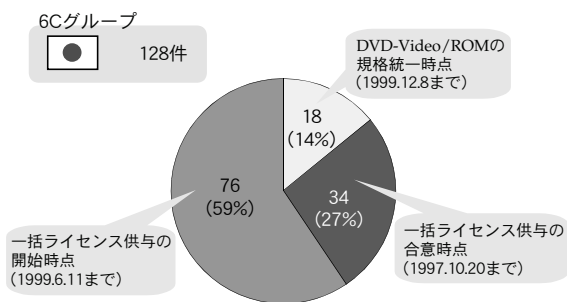


図-3 取得時期別 6C グループ保有日本特許数 (文献2) より抜粋)

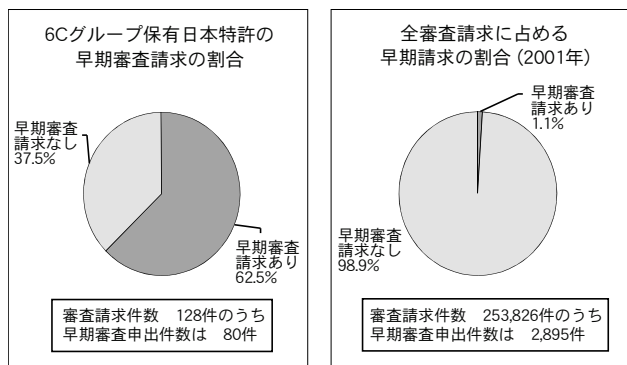


図-4 6C グループ保有日本特許の早期審査請求割合と対比 (文献2) より抜粋)

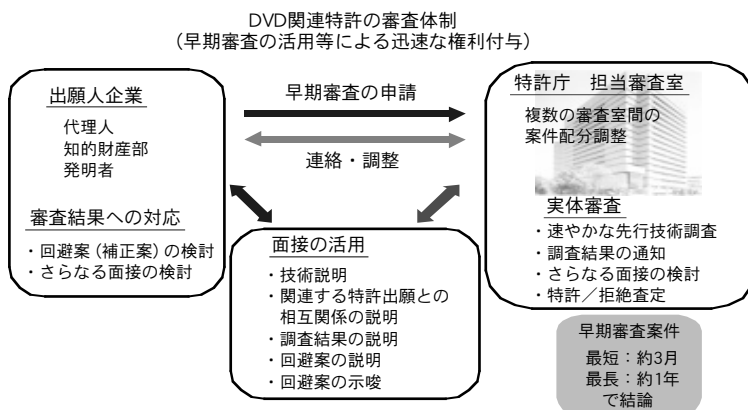


図-5 DVD 規格関連特許の審査体制 (文献2) より抜粋)

と比較すると、その利用度の割合に歴然とした違いが見てとれます。

そして、特許庁にはこのような出願人企業のニーズに応えることも期待されることです。そこで、実体審査を担当する特許庁の担当審査室では、図-5のような体制を採って臨みました。他の特許出願と同様の審査の質が保たれるよう留意されていることは、言うまでもありません。

まず、連絡・調整役の審査官を決めました。その審査官は、出願人企業との連絡・調整を行うとともに、請求のあった特許出願を各担当審査官へ配分します。次に、実際の審査にあたっては、面接の積極的な活用を図りました。特に、個々の出願の技術内容や関連特許出願との相互関係について、出願人企業から直接説明を受けることにより、効率的な理解に務めました。担当審査官はその後速やかに先行技術調査を行い、必要に応じて、さらに面接を重ねて出願人企業にその調査結果の説明を行いました。

また面接時に、出願人企業から担当審査官に対して、

「特許できない理由」を回避するための補正案を準備してくる場合もあり、担当審査官はその場において、その補正案に対して示唆を行うこともありました(もちろん、補正をどのように行うかは出願人側が自ら決めるべきものであるため、審査官による示唆に従う必要はありません)。

その結果、先程の早期審査にかかわる 80 件の特許出願については、最短で約 3 カ月、長いものでも約 1 年で最終的な結論 (特許査定、あるいは拒絶査定) に至ることができました。

これは、出願人側のニーズと特許庁が目指す迅速的確な審査への取組みとがマッチし、権利活用支援に役立つ一例と考えています。



本稿では、DVD 規格の Patent・プールと、それにかかわる関連特許に対する審査体制について紹介させて



いただきました。出願人企業との面接を積極的に活用することにより、出願人側のニーズと特許庁が目指す迅速的確な審査の双方を実現することができました。いくらかは権利活用支援のお役に立てたのではと自負しています。

ところで、6Cグループでは4年ごとにパテント・プールの見直しを行うことにしているようです^{☆4}。そして、昨年がその周期にあたり、見直しに絡んだまとまった数の関連特許出願の審査請求がありました。これらの請求に対しても、前回とほぼ同様の審査体制を機動的に組み、迅速的確な審査を心がけてきたところです。

今後もDVD規格を含め、さまざまな規格に絡んだ関

連特許の要求が予想されます。常にアンテナを張り巡らせて、タイミングを逸することなく迅速的確に審査を進めていきたいと思っています。出願人（企業）のニーズに応えたいと思う、私たちの熱い意気込みを感じていただければ幸いです。

参考文献

- 1) 早川卓哉：DVD技術と特許、(「審査・審判研究発表会 開催報告書」特許庁、H14.4.26)。
- 2) 第11回総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会特許庁提出資料(H15.4.22)，<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ip/haihu11/siryos5.pdf>

(平成15年8月11日受付)

☆4 米国司法省 (Department of Justice (DOJ)) プレスリリース「Justice Department Approves Joint Licensing of Patents Essential for Making DVD-Video and DVD-ROM Discs Players」(http://www.usdoj.gov:80/atr/public/press_releases/1999/2484.htm)、および、Business review letter (<http://www.usdoj.gov:80/atr/public/busreview/2485.htm>) 参照。

ぱつと、一息。

《面接について》

特許庁では、必要に応じて出願人の方々と審査官とが直接面談して、お互いに出願および技術についての理解を深めるために、面接による審査を行っています。

よりよい権利の取得を目指してお互いの意志疎通を十分に図ることが重要になってきています。また、特許出願の審査手続きを円滑に進めるためにも、面接は、とても重要な補助手続なのです。したがって、出願人の方々からの要請により面接を行うことはもちろんのこと、審査官側からお願いして面接を行うこともあります。

それでは、面接について、いくつかのポイントをご紹介します。

1) 面接が可能な時期

特許庁に継続している出願については、基本的に審査請求から特許査定または拒絶査定がなされるまでの期間です。

2) 面接に向けた準備

面接を効率的に行えるように、出願人の方々は事前に問題点等を整理したメモを作成しておかれることをお勧めします。

3) 面接場所

一般的に特許庁内において面接を行うことが多いのですが、出願人の方々の利便性を図ることから、次のような施策を実施しています。

①巡回審査

特許庁から遠距離にある中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張して行う面接審査で、1996年度から実施しています。

2001年度には、17都道府県にて52回開催され、891件の出願を対象としました。

②テレビ面接審査

各経済産業局特許室に設置したテレビ会議システムと特許庁のテレビ会議システムとを接続して行う面接審査で、1997年7月から実施しています。

なお、出願人がお持ちのテレビ会議システムが、公衆回線を用いて特許庁のテレビ会議システムに直接接続することができる場合には、このテレビ面接審査を利用していただくことが可能です。

2001年度には、41件の実施がありました。

これら「巡回審査」、「テレビ面接審査」のお申込み要領等については、特許庁ウェブページの「特許庁の取り組み（審査・審判の取り組み）」(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/index.htm>) をご覧になってください。

4) 面接のメリット

出願人や発明者の方々自らが審査官に技術内容等について説明することにより、審査官は明細書の記載事項から発明の技術理解に要する時間を短縮し、審査処理を迅速に進めることが期待できます。特に新技術や書面だけではなかなか技術理解が困難なものについては、発明者の方々から直接技術説明を受けたり、実物の実施例を用いた説明等により、審査に有効に機能しています。

また、出願人側にとっても審査官の見解を直接確認することができ、拒絶理由通知等に対してよりの射た対応が可能となります。加えて、補正・分割等を考えている場合には、補正案・分割案に対する審査官の示唆を受けることができます。

実際の面接にあたっては、関連する特許出願があれば、それらについてもまとめて行うこともあり、より効率的に審査処理を進めることができます。そのためにも、出願人の方々は事前に十分に調整してから、面接に臨むように心がけているところです。

今後、出願人の方々のニーズにより的確に応えるとともに、複雑高度化する技術進歩の中にあって迅速的確な審査を進めていくためにも、面接はますます重要性を帯びてくるものと考えます。出願人と審査官相互の十分な意志疎通なくして、納得のいくよりよい権利化は望めません。この場をお借りしてご協力をお願いしたいと思います。